

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成26年12月22日（平成26年（行個）諮問第129号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行個）答申第218号）

事件名：本人が行った情報公開請求等に関する近畿運輸局に対する指導に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報8（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報4につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定して全部開示し、請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成21年9月9日付け近運総広第69号による全部開示決定（以下「処分1」という。）及び同第69-2号による不開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

たかが一市民が・・・等、近畿運輸局の市民を馬鹿にした対応が続いた。今回も〔規定集〕を無視して、また開示請求を無視し、最終的に一方的に開示決定がされた。

常々、誠実に対応してもらえば、一切の審査請求など取り下げをして良い旨表明してきたが、酷い扱い方をされ続けられている。

平成20年8月11日付け近運総広第47号及び近運鉄技第135号の近畿運輸局長名文書は、6月19日の国土交通省情報公開室長ほか2名出張による〔情報公開業務打合せ及び不服申立事案打合せ〕で、「局として

何らかの対策を検討すべきでないかと指導（指摘）したところ，X次長筆頭に内部で検討を行い対応する」との回答があった（このことは開示文書で明白）ことから来ている。6月19日の本省の指導（指摘）などがなかったら，局長名文書など発出などあり得ない。

なお，6月19日の本省情報公開室の指導（指摘）は，「Q適正な法律・規則等の運用（情報公開法，文書管理事務に関する規則等）がなされているか。Aおおむねなされていると思う。→完全な対応をされるべき」
「Q不開示決定に際し理由説明が不十分なのではないか。合理的な理由を示しているか。A不開示理由に関しては不十分なところもあるかもしれないが，課長名で補足の文書を加えるなど工夫をしている。（課長名の補足は近畿運輸局の規定違反と審査請求人はかねてから指摘済み）→不開示理由は具体的に示す。不開示の場合は事前に連絡すべき」・「Q「ずさんな情報公開」と言われる点があるのか。・・・誤った処理を再確認し是正しているか。A情報公開に関しては，過去に誤った処理はあったが・・・→不存在である場合は，その理由を明確にして示す，あるいは説明されたい。」などで，明確に近畿運輸局に指導（指摘）していることが分かる。しかし，この指導（指摘）は，処分1及び処分2では，無視されていることを申し添えます。

この局長名回答文書には，職員の不適切な対応並びに開示決定文書の送信が遅れていることのお詫びがあり。そして，鉄道部職員の暴言及び不適切な対応に深謝いたしますと明記されて，8件の文書は，近日中に送付する旨明記されているにも関わらず，8件の開示決定文書は，2年経過しても送付されず，不作為による審査請求は，「請求人より受け取りを保留する」旨の回答があったとの言いがかりをつけ「審査請求を棄却」の弁明書を提出している。まったくの言いがかりで，怒りを感じます。近畿運輸局長が「受け取りを留保する」との主張をする限り，8件の開示決定文書は，開示実施手数料の収入印紙の消印もなく永遠に未処理のままになることは間違いないでしょう。

この局長名文書に係る平成21年1月30日のお詫びの説明で，総務関係のケースでは，審査請求人の主張が不十分ながらも認められ誠意を感じた。しかし，鉄道部職員は，ごまかしを続け，若干の誠意も感じられず，一切の審査請求の取り下げなどをするに至らなかった。そして，同じ発番・同じ日付の近畿運輸局長の公印を押印した情報公開開示決定通知書を発出する等（公印押印簿に記載無く無断で処理されている），審査請求人に対して考えられない，酷い扱いを今日まで数多くしています。絶対許し難い近畿運輸局の行為です。近畿運輸局長の行為です。

今回の文書特定で，鉄道部関係の主務課から文書特定についての直接の連絡は，ありませんでした。一番の憤りを感じます。平成21年9月9日

付け近運総広第68号の開示文書の(10)③では、【「情報公開に係る基準」の例示を添付するなど更に追求してきたもの】と市民を馬鹿にし、規程を無視した酷い認識しかありません。このことが、本件審査請求の処分に係る開示請求の事務処理で行われています。

これら不当な取り扱いなどは、主務課の責任ではなく、近畿運輸局長の責任であることを申し添えます。絶対許すことができません。市民を馬鹿にするな。処分庁などの事務量などが増えるのは、近畿運輸局長の市民を馬鹿にした、ずさんな対応の結果です。

(1) 文書特定が一方的に打ち切られ、開示請求の文書内容が無視された(規程どおり求めたが、無視されている)。特に鉄道部の主務課は、馬鹿にするな、主務課として、文書特定の連絡など一切なかった。情報公開窓口は一切の責任を押し付けている。

(2) 「平成20年6月19日の国土交通省情報公開室の指導に係る一切の関係書類など」が開示請求文書名である。どこに例示項目のみで良いと回答したか。開示請求文書名からも明らかであるし、その旨電話にて伝えている。

本省情報公開室の職員は、6月19日に近畿運輸局、近畿地方整備局へ、20日に近畿地方整備局、神戸運輸監理部へ、[情報公開業務打合せ及び不服申立事案打合せ]を用務として出張している。

6月19日の本省情報公開室が、近畿運輸局に訪れるという文書関係の開示がない。開示請求文書は、文書の作成だけではない。そのような開示請求をしていない。総務部長が出席している。当然にして、事前連絡関係文書ほか担当のみで処理することではなく、総務部、鉄道部の関係への報告決裁関係文書はあるはずである。

(3) 事前連絡は技術課のみの開示?送信文も、決裁も、関係者への供覧などもない?関係先に配布もない?技術課のみで処理できる案件ではない。

(4) 事前回答は、何時回答したもの?どこ課の回答書類?決裁も得ず出来るの?審査請求人からすれば、私の名誉にかかることや事実でないことを本省に文書で、責任の所在も不明な報告をしていることになるのでは?近畿運輸局次長等委任及び専決規程の「情報公開に関する事」総務部長専決に違反するのでは?総務課、技術課、監理課に同じものを保管しているとあるが、それぞれどこのつづりに保管しているのか。それぞれの課においても、決裁も供覧もないのか?回答に係る根拠資料などもないのか。保管しているつづりにも回答に係る関係書類はないのか?それぞれの開示がない(同じものとの断定はおかしい。審査請求人には、断定を納得できない)。

(5) 6月19日の指導関係は、総務課のヒアリング関係書類のみだけではない。上司への報告関係文書があるはずである。また、他の課の出席者

も記録しているはずである。

本省情報公開室が、[情報公開業務打合せ及び不服申立事案打合せ]として、出張してきている。情報公開室は、指導（指摘）を明確にしている。その指導（指摘）の内容も一切不存在とは考えられない。メモでも記録がないということは、指導（指摘）を無視していることで、審査請求人は、馬鹿にされてきたのみならず、本省情報公開室の指導（指摘）も無視されたことになる。国土交通大臣は近畿運輸局に馬鹿にされている。

なお、開示文書はどこに保管（つづられているか明確にすべき。決裁、供覧など一切ないのか）を明確に。情報公開・個人情報に関することは、3年保存と聞いている。

- (6) 文書4の[天下り役人・・・この根拠となった文書]については、文書の2と同じです。《技術課》と開示決定がされている。

「この根拠となった文書」は、文書の2の5枚の中にはない。一体どこを指して開示文書としているのか。審査請求人が[天下り役人・・・]と中傷した断定して、本省に文書報告している。一方的な断定は、審査請求人にとっては心外である、まだ、問題ある断定の仕方である。

文書2には、根拠となった文書はない。また、開示請求のと通りの決定でもない。この発言した時期は、平成18年11月との旨技術課は主張しているが、当時の当事者は現在技術課に在籍していない。何時と何時、誰と誰が、どこの誰に、どこで聞き取ったのか、その内容、開示請求で明確に求めて（開示請求して）いる。ないのであれば、明確にこれらを明確にした上で、文書不存在、記録なしとして不開示でやむを得ない。誰については、当然にして職氏名を明確にして下さい。

なお、根拠文書がない場合は、削除を求める。

- (7) 不開示関係は、開示請求の内容に沿っていない。メールについては、すでに削除（3か月で自動的に削除されるシステムとなっている）とされている。本省からの事前連絡、本省への報告、また、総務課情報公開窓口専門官、鉄道部技術課専門官が質問事項を担当し協議の上作成とある。これらは、ノートPCのLAN接続で行われたものとする（相違するなら明確に説明されたい）。3か月で自動的に削除される根拠などない。それは、必要文書は、アーカイブへの移動を求められているからである（平成14年8月14日付け行政情報システム室）。事前連絡の開示文書は技術課である。当然にして、技術課から総務課は事前連絡の質問書を得ている。保存する、しないは、PC使用者の判断である。保存しておれば、3か月で自動削除はウソになる。よって、開示請求において、具体的に文書特定を求めているがない。つまり、誰の判断により、どの様な理由で、保存しなかったのかも含め明確にされていない。保存

している文書の一覧を示し証明すべきものである。

また、本省情報公開室が、「情報公開業務打合せ及び不服申立事案打合せ」としての関係書類であるものを「アーカイブへの移動もせず」また「出力もせず」は考えられない。

なお、その他の不開示の理由などは、完全に開示請求文書名を無視している。

- (8) 技術課に係る問題については、「情報公開業務打合せ及び不服申立事案打合せ」を受け、平成20年8月11日付け近運総広第47号及び近運鉄技第135号の近畿運輸局長名文書回答及び職員が、お詫び説明があった。

打ち合わせには、技術課長、補佐、専門官が出席している。質問事項に係る回答も技術課職員がかかわっている。また、6月27日及び7月11日にも打ち合わせが行われているが「記録がない」とか、その他の項目でも「文書は作成しておらず」とか等の言い逃れの理由を付して、不開示を正当化している。近畿運輸局の組織として考えられない。

技術課長、補佐、専門官などが、一切の記録をとっていない等は考えられない。出席者の記録等文書作成までしていないとの開示決定ではない。

平成20年7月11日付け近運総広第39号にて開示のあった、技術課開示文書NO24・25は、電話の記録でかつ編冊変冊されていなく、決裁も供覧もされておらず、対応者は記載されているが作成者は明記されてない書類です。このような書類まで開示決定しています。

情報公開室の指導（指摘）を受け（今回の開示では指導（指摘）の文書はないとのことで不開示）、打ち合わせが行われ、局長名の文書になり、職員の来宅になっている。これら一連の行為は、組織的に処理するだけの行為で行政行為になり、それらは係る文書は一切が行政文書になると考える。技術課開示文書NO24・25も行政文書としてのものである。それぞれの関係者の個々の記録や作成文書が無いとは、絶対にあり得ない。よって、すべての関係者の記録・作成文書を開示されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、「平成20年6月19日の国土交通省情報公開室の指導に係る一切の関係書類など」等、別紙1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報8（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その全部を開示する決定（処分1）を行い、併せて本件対象保有個人情報以外の本件

請求保有個人情報について不存在のため不開示とする決定（処分2）を行った。

- (3) これに対し、審査請求人は、開示されていないものなどがあるとして、国土交通大臣に対して本件審査請求を提起した。

2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、国土交通省情報公開室（以下「情報公開室」という。）の担当者が、情報公開業務打合せ及び不服申立事案打合せ（以下「本件打合せ」という。）を用務として平成20年6月19日に近畿運輸局に出張した際の、近畿運輸局に対する事前調査資料、それに対する近畿運輸局からの回答文書、近畿運輸局が作成した出張当日におけるヒアリングに係るメモ及びヒアリングにおいて情報公開室が配布した資料である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 文書特定が、一方的に打ち切られ、開示請求の文書内容が無視された。特に鉄道部の主務課は、文書特定の連絡など一切なかった。

- (2) 「平成20年6月19日の情報公開室の指導に係る一切の関係書類など」が開示請求文書名である。どこに例示的項目のみで良いと回答したか。開示請求文書名からも明らかであるし、その旨電話にて伝えている。

情報公開室の職員は、6月19日に近畿運輸局・近畿地方整備局へ、20日に近畿地方整備局・神戸運輸監理部へ、本件打合せを用務として出張している。

6月19日の情報公開室が近畿運輸局に訪れるという文書関係の開示がない。開示請求文書は、文書の作成だけではない。（近畿運輸局）総務部長が出席している。事前連絡関係文書ほか担当のみで処理することだけでなく、総務部・鉄道部の関係への報告決裁関係文書はあるはずである。

- (3) 事前連絡は技術課のみの開示か。送付文も、決裁も、関係者への供覧などもない。関係先に配布もない。技術課のみで処理できる案件ではない。

- (4) 事前回答は、何時回答したものか。どこの課の回答書類か。決裁も得ずできるのか。近畿運輸局次長等委任及び専決規程の「情報公開に関する事」総務部長専決に違反するのではないか。総務課・技術課・監理課に同じものを保管しているとあるが、それぞれ、どこの綴りに保管しているのか。それぞれの課においても決裁も供覧もないのか。それぞれの開示がない。

- (5) 6月19日の指導関係は、総務課のヒアリング関係書類だけではない。上司Aの報告関係があるはずである。また、他の課の出席者も記録しているはずである。

情報公開室が本件打合せとして出張してきている。情報公開室は指導（指摘）を明確にしている。その指導（指摘）の内容も一切不存在とは考えられない。

- (6) 請求保有個人情報4の「天下り役人・・・この根拠となった文書」については、文書2と同じである。《技術課》と開示決定がされている。

「この根拠となった文書」は、文書2の5枚の中にはない。一体どこを指して開示文書としているのか。

文書2には、根拠となった文書はない。また、開示請求のとおり決定でもない。この発言した時期は、平成18年11月と技術課は主張しているが、当時の当事者は現在技術課には在籍していない。何時と何時・誰と誰が・どこの誰に・どこで聞き取ったのか・その内容・開示請求で明確に求めて（開示請求して）いる。ないのであれば、明確にこれらを明確にした上で、文書不存在、記録なしとして不開示でやむを得ない。

- (7) 不開示関係は、開示請求の内容に沿っていない。メールについては、既に削除（3ヶ月で自動的に削除されるシステムとなっている）とされている。本省からの事前連絡・本省への報告・また、総務課情報公開担当専門官、鉄道部技術課専門官が質問事項を担当し協議の上作成とある。これらは、ノートPCのLAN接続で行われたものとする（相違するなら明確に説明されたい）。3ヶ月で自動的に消去される根拠などない。それは、必要な文書はアーカイブへの移動を求められているからである（平成14年8月14日付行政情報システム室）。事前連絡の開示文書は技術課である。技術課から総務課は事前連絡の質問書を得ている。保存する・しないは、PC使用者の判断である。保存しておけば、3ヶ月で自動削除はウソになる。よって、開示請求において、具体的に文書特定を求めているがない。保存している文書の一覧を示し証明すべきものである。また、情報公開室が、本件打合せとしての関係書類であるものを「アーカイブへの移動もせず」また「出力もせず」は考えられない。

なお、その他の不開示の理由などは、完全に開示請求文書名を無視している。

- (8) 本件打合せを受け、平成20年8月11日付近運総広第47号及び近運鉄技第135号の近畿運輸局長名文書回答及び職員がお詫び説明があった。

打合せには、鉄道部技術課長、同課長補佐、同課専門官が出席している。質問事項に係る回答も技術課職員がかかわっている。また、6月27日及び7月11日にも打合せが行われているが「記録がない」とか。その他の項目でも「文書は作成しておらず」とか等の言い逃れの理由を付して、不開示を正当化している。

情報公開室の指導（指摘）を受け（今回の開示では指導（指摘）の文書はないとのことで不開示），打合せが行われ，局長名文書になり，職員の来宅になっている。これら一連の行為は，組織的に処理するための行為で，行政行為となり，それらは係る文書は一切が行政文書になると考える。それぞれの関係者の個々の記録や作成文書がないとは絶対にあり得ない。よって，すべての関係者の記録・作成文書を開示されたい。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問に当たり，原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 請求保有個人情報1について

請求保有個人情報1は，情報公開室からの「事前連絡」に係る情報である。

ア 処分1について

処分庁は，処分1において，「20.06.13付け情報公開室「質問事項等」」《技術課》の開示を行った。

これに対し審査請求人は，平成20年6月19日に情報公開室の担当職員が近畿運輸局に訪れることについては事前に連絡がなされ，関係部課へ配布がされたであろう関係文書の開示がないと主張している。

この点について処分庁に確認したところ，開示した文書1は，鉄道部技術課（以下「技術課」という。）が主たる主務課として対応したため，総務部総務課（以下「総務課」という。）及び鉄道部監理課（以下「監理課」という。）は当該文書を保有していなかったため，技術課保存文書を開示したものである。また，質問事項の「事務処理手続きに関する事項」に係る内容は総務課所掌と考えられるところ，保有していなかったことについて改めて当時の総務課担当者を確認したところ，質問事項に対する回答を加筆した文書（文書2）を最終形と判断し保存したため，文書1については保存がなされなかったものと考えられると説明があった。なお，監理課においては，質問事項を確認したところ技術課所掌の内容と確認されたので保存されなかったものと考えられるとの説明があった。

諮問庁としては，処分庁の上記説明を覆すに足る特段の事情は見当たらず，さらに，それぞれの課において回答を加筆した文書を保有していることを踏まえると，「事前連絡」に係る文書を総務課及び監理課において保有していないことに何ら問題は認められない。

念のため，処分庁に対し，執務室，書架，机等の探索を指示したが，審査請求人が主張する文書の存在は確認できなかった。

イ 処分2について

処分庁は、処分2において、「情報公開室からの事前連絡の一切」のうち「一切」に係る連絡文書等について、「情報公開室より電話（日時不明）及びメール（平成20年6月13日）で近畿運輸局総務課担当者に連絡がなされたものであるが、電話の記録は作成されておらず、また、メールについては既に削除（3か月で自動的に削除されるシステムとなっている。）されて不存在」のため不開示とした。

これに対し審査請求人は、情報公開室からの事前連絡はノートPCのLAN接続で行われたものとするが、3か月で自動的に消去される根拠などない。必要な文書はアーカイブへの移動を求められており、情報公開室が本件打合せとしている関係書類を「アーカイブへの移動もせず」また「出力もせず」は考えられないと主張している。

処分庁は、情報公開室からの出張に関する事前連絡は電話及びメールであったものの、電話メモは作成しておらず、メール文書は保存期間が経過したため自動削除されているため不存在と説明している。

この点、近畿運輸局の電子メールシステム管理者に確認したところ、平成20年当時は専用のシステム用共有サーバーを保有しており、送受信メールはその共有サーバーに保存されるため、一定期間毎に削除して空き容量を確保する必要があったことから、3か月毎に自動的に削除が実施されていたとしている。

さらに、近畿運輸局及び情報公開室の担当者間、あるいは近畿運輸局の担当者間においてやりとりされるメール文書は、地方運輸局等文書管理規則（平成14年4月1日訓令第17号）31条において定める保存期間の第6類（事務処理上必要な1年未満の期間）に該当するものとしているところ、アーカイブによる保存や出力をしなければならぬ文書ではないことから、保存されていないことに不適切な点は認められない。

また、これらの電子メールは、平成20年6月上旬に送信されたものと考えられるものの、本件開示請求がなされた時点では、それから既に14か月程が経過しており、自動削除されたとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はないと考える。

念のため、処分庁に対し、執務室、書架、机、PCの探索を指示したが、審査請求人が主張する文書の存在は確認できなかった。

（2）請求保有個人情報2について

請求保有個人情報2は、近畿運輸局から情報公開室への事前回答の一切（起案・決裁及び添付資料・回答に係る根拠資料など）に係る情報である。

ア 処分1で開示した文書について

処分庁は、処分1において、「20.06.13付け情報公開室「質問事項等」(回答)《総務課, 監理課, 技術課それぞれ同じものを保管》の開示を行った。

これに対し審査請求人は、情報公開室から事前に依頼のあった調査内容に対する回答文書の作成に際し、近畿運輸局内での決裁や供覧がなされたはずであり、それぞれの課で保管する文書の開示を求める旨を主張している。

この点について処分庁に確認したところ、開示した文書2は技術課が保有しているものであって、総務課及び監理課においてもそれぞれ請求保有個人情報2に該当する文書を保有しているとの説明があったことから、技術課以外の課で保有する当該文書を新たに開示すべきである。

イ 処分2について

処分庁は、処分2において、「情報公開室への事前回答の一切(起案・決裁及び添付資料・回答に係る根拠資料など)」のうち「(起案・決裁及び添付資料・回答に係る根拠資料など)」について、平成20年6月13日から18日の間に関係主務課がそれぞれの課に係る質問事項を担当し協議の上作成したもので、起案はなされていないため資料の添付もしておらず、不存在のため不開示とした。

これに対し審査請求人は、回答文書の作成に際して近畿運輸局内での決裁や供覧がなされたはずである旨を主張している。

処分庁は、関係主務課において協議の上回答文書を作成したもので起案はなされていないため、回答以外に添付資料もないことからメールにて回答文書のみ送信したとしている。

そこで、事前調査依頼の趣旨について、情報公開室の当時の担当者に確認したところ、近畿運輸局に対し事前調査を行った理由は、出張により調査を行う場合には時間的制約が伴うことから、事実関係や改善措置の検討状況等を事前に把握することにより目的を迅速かつ的確に遂行するために、調査時点における現状報告を求めたものと説明があった。

この点、情報公開室からの調査依頼の公文書が発出されていない点や事前調査の目的を勘案すれば、近畿運輸局において回答の決裁がなされていないとしても特段問題は見当たらず、回答までの時間的余裕のないことを踏まえ、関係主務課において回答が協議・作成されたものと認められる。よって、回答文書以外に起案文書や閲覧文書は存在しないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人の主張する文書の存在は確認できなかった。

(3) 請求保有個人情報3について

請求保有個人情報3は、本件打合せの指導を受けた場所・時間・出席者・内容の一切の書類及び電磁的記録等、当日の質問及び回答並びに情報公開室からの指導事項に係る情報である。

ア 処分1の開示文書について

処分庁は、処分1において、「20.6.19情報公開室ヒアリング」《総務課》及び「平成19年度情報公開法施行状況の概要」の開示を行った。

これに対し審査請求人は、文書3の他にも、情報公開室のヒアリングや指導に係る上司への報告に関する文書に記載された保有個人情報があるはずで、また、関係課の出席者も記録しているはずである旨を主張している。

処分庁は、文書3に記載された内容の他に、記録すべき事項はなかったため、当該文書以外に作成されていないと説明している。

この点、諮問庁において、文書3の記載内容を見分したところ、本件打合せの日時、出席者、情報公開室からの打合せ冒頭の発言内容及び「以後フリートーク」とする記録がなされている以外に記述はないと確認できる。

そこで、情報公開室の当時の担当者に指導内容等について確認したところ、審査請求人の指摘事項に関する近畿運輸局からの事実関係の説明内容は、文書3の記載内容のとおりであるが、フリートークにおいては、審査請求人から指摘されている事項に対する対処に関する説明はなかったことから、具体的な検討がなされていないと認識したとしており、そのため打合せ後に近畿運輸局担当者に対し、今後、根本的な対応方法を検討されるべきである旨を指導したと説明している。さらに、この指導内容は、本件打合せ終了後に総務部長にも口頭で伝えたとしている。

諮問庁としては、情報公開室からの指導のポイントは簡潔であって、資料を作成して報告すべき程の内容や分量のものではなかったと考える。また、情報公開室の上記説明は是認できることから、文書3以外に上司に報告するための資料等を作成しなかったとする処分庁の説明に特段不自然な点はないと考える。

イ 情報公開室が審査請求人に対して明確にした指導内容について

一方で審査請求人は、本省情報公開室が本件打合せとして処分庁に出張してきており、情報公開室は、指導（指摘）を明確にしているから、その指導（指摘）の内容も一切不存在とは考えられないと主

張している。

諮問庁において、「情報公開室は、指導（指摘）を明確にしている。」とする点について情報公開室に確認したところ、審査請求人に対し別途開示した保有個人情報に含まれている、「20.06.23質問事項等に対する事前回答を基に指摘・指導した事項等（近畿運輸局関係）」と題する情報公開室の担当者が出張報告の添付資料として作成した保有個人情報を指しているものと考えられるが、当該保有個人情報は近畿運輸局に対して送付していないと説明があった。

この点、情報公開室の上記説明を覆すに足る特段の事情は見当たらず、さらに、口頭で指導したとする前記アの事情を踏まえれば、処分庁において、情報公開室の指導内容を記録した文書は文書3以外に保有していないとする説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、処分1で開示した文書3の外に請求保有個人情報3に該当する文書の存在は確認できなかった。

(4) 請求保有個人情報4について

請求保有個人情報4は、「『天下り役人、特定会社から金品を貰っている』などの中傷発言があった旨を（本省情報公開室に対し）答えているようだが、この根拠となった」情報である。

ア 処分1において、処分庁は、文書4（文書2と同じ）の開示を行い、処分2において、これ以外の文書は作成されておらず不存在のため、不開示とした。

これに対し審査請求人は、請求保有個人情報4に対応する保有個人情報として文書4が開示されたものの、この中に請求の趣旨となり得る「（情報公開室に対し中傷発言について答えているようだが、）この根拠となった文書」は、文書4の5枚の中にはないと主張している。

イ この点について検討するに、審査請求書によると、審査請求人は、請求保有個人情報4について、近畿運輸局から情報公開室に提出した事前調査の回答である文書4の中に「請求者から職員を中傷する発言があった」と記載されている点に関して、この根拠となる審査請求人の「具体的な発言」が記載されている文書を求めているものと解される。

事前調査依頼の作成経緯について、情報公開室の当時の担当者に確認したところ、処分庁の担当者から、平成18年11月に審査請求人と近畿運輸局鉄道部技術課課長補佐との電話によるやり取りの際にこのような発言がなされた旨の説明があったため、質問事項に記

載することとなったと説明があった。

また、処分庁に対し、審査請求人との当該やり取りに係る対応記録等の有無について確認したところ、審査請求人には別途処分で開示済みの平成18年11月7日付け「電話聞き取り概要」が存在し、当該文書は、請求者が「特定会社との癒着があるから等々の発言」をしたとの記載があるが、「天下り役人、特定会社から金品を貰っている」旨の具体的な発言内容が記載されていなかったため、請求保有個人情報4に該当しないものと判断し不開示としたと説明があった。

ウ そこで、諮問庁において、文書4が、平成20年6月13日から同月18日までの間に処分庁においてどのように作成されたのかについて確認したところ、まず、審査請求人に対して文書特定を行うため作成した文書に、「総務課情報公開窓口専門官、技術課専門官が質問事項を担当し協議の上作成」と記載があり、さらに、文書4の記載内容を見分すると、「※当時の担当者によると、」と書き出しがなされていることが確認できる。このことからすると、事前回答を作成する際に、担当課において当時の担当者から聴取した内容を記載したものと考えるのが合理的である。

エ 以上の経緯を踏まえると、諮問庁としては、原処分における処分庁の不開示理由の記載は説明が不十分であると考えますが、請求保有個人情報4のうち、処分2で不開示とした文書を作成・保有していないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点は認められないと考える。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人の主張する文書の存在は確認できなかった。

(5) 請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8について

請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8は、平成20年6月19日の情報公開室の指導に関し、指導を受けた後の処分庁における対応、処分庁から情報公開室に対する結果報告、及び請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報7に該当しない情報公開室の指導に係る情報である。

ア 処分庁は、請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8につき、作成されておらず不存在のため不開示としている。

これに対し審査請求人は、情報公開室の指導を受け打合せが行われ、(同年8月8日付けの)局長名文書(の発出)になっており、これら一連の行為は、組織的に処理するための行為であり、それぞれの関係者の個々の記録や作成文書がないとはあり得ないと主張している。

イ この点、処分庁は、情報公開室からの質問事項及び当該質問事項に対する回答の趣旨を踏まえ、審査請求人に対し、平成20年8月11

日付け近運総広第47号及び近運鉄技第135号「特定会社に対する指導等及び情報公開法の運用について（回答）」を发出していることから、指導に対する結果報告等に係る文書がないとはあり得ないとする審査請求人の主張は当たらない。

ウ しかしながら、審査請求人は、処分庁が6月27日及び7月11日にも打合せを行っている旨を主張しているため、このことについて処分庁に確認したところ、打合せを行ったことは事実であるが、打合せに係る記録の作成を行う取り決め・慣習はなく、当該打合せに係る記録の作成が行われていないこともまた事実であり、請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8に該当する文書は作成しておらず、保有していないと説明があった。

エ この点について、情報公開室の当時の担当者に確認したところ、処分庁に対し逐一の報告や報告書等の作成を求めた事実はないと説明があり、当該説明を覆す特段の事情も存しないと認められることから、処分庁が6月27日及び7月11日の打合せについて文書を作成しなかったとしても、事務手続き上不適切とは言えず、かつ、不自然な点も認められない。

オ 以上を踏まえると、請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8に該当する文書を作成・保有していないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、処分庁に対し、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

(6) 文書特定ができておらず一方的な開示決定がなされたとの主張について

諮問庁において、文書特定に係る審査請求人に宛てた処分庁担当者の文書及び審査請求人からの電話による主張を記録した処分庁担当者の作成メモの提示を受け、その内容を確認したところ、本件開示請求を受けた処分庁においては、総務課情報公開窓口担当をして、平成21年8月26日付け及び同年9月1日付け文書により、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有している旨又は保有していない旨を教示し、さらに、電話による審査請求人からの意見を踏まえて情報提供を行うなどの適切な対応を行っていることから、一方的な開示決定がなされたとする審査請求人の主張は当たらない。

(7) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、上記４（２）で新たに開示すべきと判断した部分を開示することとし、その余の部分については原処分を維持することが妥当と考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２６年１２月２２日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成２９年２月１３日 審議
- ④ 同年３月２９日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の１に掲げる請求保有個人情報１ないし請求保有個人情報８（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の２に掲げる文書１ないし文書４に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その全部を開示する（処分１）とともに、本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報については、不存在であるとして不開示（処分２）とした。

処分庁は、同一日付で処分１及び処分２を行っているが、その内容をみると、請求保有個人情報１ないし請求保有個人情報４につき、本件対象保有個人情報を特定して全部開示し、請求保有個人情報５ないし請求保有個人情報８につき不存在を理由に不開示としたものと認められる。

これに対し、審査請求書内容及び諮問庁の理由説明書（上記第３）を踏まえると、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外にも請求保有個人情報１ないし請求保有個人情報４に該当する保有個人情報が存在するはずであり、また、請求保有個人情報５ないし請求保有個人情報８を保有しているはずであるとして原処分の取消しを求めているものと解される。

諮問庁は、請求保有個人情報２に該当する保有個人情報を新たに開示すべきとしているが、その余の部分については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報５ないし請求保有個人情報８の保有の有無について検討する。

２ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- （１）処分庁は、請求保有個人情報１につき文書１（技術課が保有）、請求保有個人情報２につき文書２（総務課、監理課及び技術課が保有）、請求保有個人情報３につき文書３（総務課が保有）、請求保有個人情報４につき文書４（文書２と同じ）をそれぞれ特定して開示し、外に請求保有個人情報１ないし請求保有個人情報４に該当する保有個人情報は保有していないとしている。

これに対し、審査請求人は、以下のとおり主張している。

- ① 請求保有個人情報1につき、情報公開室から近畿運輸局に本件打合せを用務に出張するという連絡文書、近畿運輸局内の関係部課への連絡文書があるはずである。また、文書1「質問事項等」は技術課のみで処理できる案件ではないので、関係部課にも同じ文書があるはずである。
 - ② 請求保有個人情報2につき、情報公開室からの質問事項等に対する回答文書である文書2の作成に当たり、起案・決裁文書等があるはずである。また、開示決定通知書には、文書2について総務課、監理課、技術課が同じものを保管しているところがあるが、それぞれの開示を求める。
 - ③ 請求保有個人情報3につき、本件打合せの際の情報公開室の指導内容を記録した文書や上司への報告文書があるはずである。また、総務課以外の出席者が記録した文書があるはずである。
 - ④ 請求保有個人情報4につき、文書4には、日時、場所、発言を聞き取った者、その内容等が記載されておらず、「天下り役人」等の中傷発言があったことの根拠となった文書ではない。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報を特定した経緯、審査請求人が主張する文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求保有個人情報1について

請求保有個人情報1は、情報公開室から近畿運輸局宛ての本件打合せの事前連絡文書一切であり、情報公開室から質問事項等を記載した文書が事前に送付され、同文書を技術課において保管していたので文書1として特定した。

審査請求人は、技術課だけではなく、関係部課にも文書1と同じ文書があるはずである旨主張するので、調査したところ、総務課及び監理課にも同じ文書が配布されたものの、質問事項等に対する回答を加筆した文書2を作成したため、総務課及び監理課では文書2のみを保存すれば足りると判断し、文書1と同じ文書については保存していなかった。

次に、出張に関する連絡文書について調査したところ、本件打合せを用務とする出張の日程、出張者等の事務連絡は、情報公開室から近畿運輸局総務課の担当者に電話及びメールで行われたが、電話の記録は作成されておらず、メールについては3か月で自動的に削除されるシステムとなっていたため、既に削除されていた。また、出張に関する総務課から関係部課への連絡も電話及びメールで行われ、同様に電話の記録は作成されておらず、メールは削除済みである。したがって、本件打合せを用務とする出張に関する情報公開室から近畿運輸局への連絡文書、近畿運輸局内の連絡文書は保有していな

い。なお、上記事務連絡のメールについては、地方運輸局等文書管理規則に規定する保存期間は事務処理上必要な1年未満の期間とされているから、3か月で自動削除されたという処分庁の説明に不自然・不合理な点はない。

以上のとおり、処分庁が請求保有個人情報1に該当するものとして文書1のみを特定したことは妥当と考える。

イ 請求保有個人情報2について

請求保有個人情報2は、近畿運輸局から情報公開室への事前回答の一切であり、情報公開室からの質問事項等に対する回答文書について、総務課、監理課及び技術課でそれぞれ同じものを保管していたので、文書2として特定した。

審査請求人は、文書2の起案・決裁文書等があるはずである旨主張するが、文書2は、平成20年6月13日から同月18日の間に近畿運輸局の関係主管課がそれぞれの課に関係する質問事項を担当し、協議の上作成したもので、起案・決裁の手続は採っていないため、起案・決裁文書は作成していない。また、回答文書のみであり、添付資料等は存在しない。

なお、情報公開室からの質問事項等は、本件打合せのための出張に先立ち、事実関係や改善措置の検討状況等を事前に把握するため、現状報告を求めたものであって、早期に回答する必要があるため、回答までの時間的な余裕がなかったことから、関係主管課が協議の上で回答文書を作成し、起案・決裁文書等は作成しなかったとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はない。

次に、審査請求人は、文書2について、総務課、監理課及び技術課それぞれの開示を求める旨主張するところ、処分庁は技術課の保有する文書を開示したので、総務課及び監理課の保有する文書を新たに開示すべきと考える。

以上のとおり、文書2について総務課及び監理課の保有するものを新たに開示すべきであるが、それ以外に請求保有個人情報2に該当する文書は保有していない。

ウ 請求保有個人情報3について

請求保有個人情報3は、本件打合せの記録一切であり、総務課が本件打合せの結果を取りまとめた「情報公開室ヒアリング」と題する文書をその添付資料とともに文書3として特定した。

審査請求人は、本件打合せの際の情報公開室の指導内容を記録した文書や上司への報告文書があるはずである旨主張するが、情報公開室からの指導のポイントは簡潔で、指導内容を文書に記録しなければならぬほどの内容や分量ではなかったため、記録文書は作成し

ていない。また、上司への報告も口頭で行ったため報告文書も作成していない。なお、情報公開室では、出張報告の添付資料として本件打合せの際の指摘・指導事項を記録した文書（審査請求人に別途開示済み）を作成しているが、文書の要否の判断は一様ではないから、同様の文書を作成しなかった処分庁の対応が直ちに不適切とはいえないものとする。

次に、審査請求人は、総務課以外の出席者が記録した文書があるはずである旨主張するが、本件打合せに出席した技術課及び監理課の担当者は、本件打合せを記録した文書を作成していない。

以上のとおり、近畿運輸局において文書3以外に本件打合せを記録した文書は作成しておらず、処分庁が請求保有個人情報3に該当するものとして文書3を特定したことは妥当と考える。

エ 請求保有個人情報4について

請求保有個人情報4は、「天下り役人」等の中傷発言があったことの根拠となる文書であり、情報公開室からの質問事項等に対する回答文書（文書2）に「電話のやり取りで中傷的な発言があった」との記載があることから、これを文書4として特定した。

審査請求人は、文書4には、日時、場所、発言を聞き取った者、その内容等が記載されておらず、中傷発言があったことの根拠となった文書ではない旨主張するところ、確かに、文書4の上記記載は、情報公開室からの質問事項等に回答するため当時の担当者から事情聴取した内容を記載したものであって、日時、担当者の氏名等の具体的内容は記載されておらず、根拠として必ずしも十分なものではないが、「天下り役人」等の中傷発言があったことが記載されており、文書4以外には、「天下り役人」等の中傷発言があったことを記録した文書は作成・保有していないから、請求保有個人情報4に該当するものとして文書4を特定したことは妥当と考える。

オ 以上のとおり、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報4については、本件対象保有個人情報の外に文書2について総務課及び監理課が保有するものを新たに開示すべきであるが、これら以外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報は保有していない。

念のため、処分庁に対して、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報4に該当する新たな保有個人情報は発見されなかった。

(3) 以下、検討する。

審査請求人が文書2について総務課、監理課及び技術課が保有するそれぞれの文書の開示を求め、諮問庁は、技術課の文書を開示済みであるので、総務課及び監理課の保有する文書を新たに開示すべきとしている

が、文書2について開示決定通知書に「総務課，監理課，技術課それぞれ同じものを保管しています」と記載していることからすると，総務課，監理課及び技術課の各保有する文書は既に開示決定済みであり，全部開示するかどうかは開示の実施方法の問題にすぎないものと解される。

したがって，文書2について総務課及び監理課の保有する文書の開示を実施すれば足り，新たな開示決定等をする必要はない。

その余の点については，請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報4について，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報は保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって，近畿運輸局において，本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報4の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3 請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8の保有の有無について

(1) 請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8は，平成20年6月19日の情報公開室の指導に関し，指導を受けた後の近畿運輸局の対応，近畿運輸局から情報公開室に対する報告，請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報7に該当しない情報公開室の指導に係る情報であるところ，処分庁は，請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8が記録された文書は作成・保有していないとして不開示とした。

これに対し，審査請求人は，情報公開室の指導を受け，打合せが行われ，近畿運輸局長名の文書が発出されており，その間の関係者の個々の記録や作成文書がないことはあり得ないと主張する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し，請求保有個人情報5ないし請求保有個人情報8の保有の有無について改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 近畿運輸局では，平成20年6月19日の情報公開室の指導を踏まえ，審査請求人に対し，同年8月11日付け近運総広第47号及び近運鉄技第135号「特定会社に対する指導等及び情報公開法の運用について（回答）」を発出しているところ，同文書以外に情報公開室の指導に関する文書を作成していない。

イ 審査請求人は，平成20年8月11日付け文書の発出までの間，近畿運輸局内の打合せ，情報公開室への報告等に関して文書を作成しているはずである旨主張するところ，近畿運輸局では，同年6月27日及び7月11日に打合せを行っているが，打合せに係る記録は作成していない。また，情報公開室は，同年6月19日の指導後，近畿運輸局に対して文書での報告は求めておらず，近畿運輸局において，情報

公開室への報告文書を作成したこともない。

ウ 以上のとおり，近畿運輸局において，請求保有個人情報 5 ないし請求保有個人情報 8 が記録された文書を作成・保有していない。

念のため，処分庁に対し，倉庫，執務室，書架，机等の探索を指示したが，請求保有個人情報 5 ないし請求保有個人情報 8 に該当する保有個人情報は発見されなかった。

(3) 請求保有個人情報 5 ないし請求保有個人情報 8 を保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって，近畿運輸局において請求保有個人情報 5 ないし請求保有個人情報 8 を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は，審査請求から諮問までに 5 年 1 か月余が経過しており，「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く，審査請求の趣旨及び理由に照らしても，諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては，今後，開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって，迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求に対し，請求保有個人情報 1 ないし請求保有個人情報 4 につき本件対象保有個人情報を特定して全部開示し，請求保有個人情報 5 ないし請求保有個人情報 8 を保有していないとして不開示とした各決定については，i) 近畿運輸局において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり，ii) 近畿運輸局において，請求保有個人情報 5 ないし請求保有個人情報 8 を保有しているとは認められないので，これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報

平成20年6月19日の国土交通省情報公開室の指導に係る一切の関係書類など（本件指導を受け、平成20年8月11日付けの局長回答文書になったものと考えています。）

- 1 情報公開室からの事前連絡の一切
- 2 情報公開室への事前回答の一切（起案・決裁及び添付資料・回答に係る根拠資料など）
- 3 6月19日の指導を受けた場所・時間・出席者・内容の一切の書類及び電磁的記録等。当日の質問及び回答（回答に利用した根拠資料・提出資料）など及び情報公開室からの指摘・指導事項等一切。
- 4 「天下り役人，特定会社から金品を貰っている」などの中傷発言があった旨を答えているようだが，この根拠となった文書。なしの場合は，誰が・誰に・何時・どこで・どのような場所で・どのような方法で得た情報で，何故書類等がないのかの理由を明確にして，文書等不存在で不開示決定もやむを得ません。根拠がない場合は，自主的にこの情報の削除を求めます。当方は，現段階でも不当な内容と断定し削除をと考えています。
- 5 指導を受けた結果報告の一切。
- 6 以後，この指導を受けての局内での対応及び案件対象者への取り組みの一切。
- 7 情報公開室への報告の一切。
- 8 情報公開室の指導に係る一切の関係書類など（上記項目の外）

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

- 文書1 「20.06.13付け情報公開室「質問事項等」」《技術課》
文書2 「20.06.13付け情報公開室「質問事項等」（回答）」
《総務課，監理課，技術課それぞれ同じものを保管》
文書3 「20.6.19情報公開室ヒアリング」《総務課》
① 20.6.19情報公開室ヒアリング本文
② 08/06/18付け情報公開室「平成19年度情報公開法施行状況調査の概要」
③ 20.06.13付け情報公開室「質問事項等」
文書4 「天下り役人，特定会社から金品を貰っている」などの中傷発言があった旨を答えているようだが，この根拠となった文書（文書2と同じ）《技術課》